

J R 連 合 発 第 4 1 号
2 0 1 2 年 4 月 2 日

全日本鉄道労働組合総連合会
執行委員長 武 井 政 治 様

日本鉄道労働組合連合会
会 長 坪 井 義 範

公開質問状

2月6日、最高裁判所が浦和電車区事件刑事裁判の被告らの上告を棄却し、貴労組の組合員である被告7名全員を有罪とする一審判決が確定したことを受け送付した、貴労組もしくはJ R 東労組が雇用している7名の雇用継続に関する見解を求める公開質問状（3月6日付、J R 連合発第39号）に対して、4月2日現在、貴労組からの回答はなく、梨の礫である。回答すら行わない不誠実な姿勢にもはや言葉もないが、このことは、浦和電車区事件とは別の事件で解雇されていた1名を含む、7名の雇用を継続する強い意志を有していることにはかならない。

一方で、昨年2月1日に発生した「飯山線踏切事故」に関係した、J R 東労組組合員2名が本年1月25日付で懲戒解雇されている。

貴労組の第34回定期中央委員会の議案書では、安全問題に関して、『責任追及から原因究明へ』を基軸とする安全体制の確立をはかる』としているが、2名の懲戒解雇は「責任追及」の最たるものである。

以上の認識を踏まえ、下記の事項について、「抵抗とヒューマニズム」を標榜する貴労組の見解を求めるので、4月16日までに文書で回答されたい。なお、本状及び回答については、公開することを申し添える。

記

1. 「飯山線踏切事故」でJ R 東労組組合員2名が懲戒解雇されたことに対して、貴労組の見解を明らかにされたい。
2. 浦和電車区事件刑事裁判で犯罪が確定した7名の雇用より、貴労組が否定する「責任追及」の結果、飯山線踏切事故で懲戒解雇された2名の雇用こそ守るべきと考えるが、貴労組の見解を明らかにされたい。

以 上